

香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年2月28日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第1号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 料金及び手数料等（<u>第24条の2</u>—第33条） 第6章～第8章 略 附則</p> <p>第5章 料金及び手数料等</p> <p><u>（旧小豆島町水道事業の給水区域における料金の差引きに係る手続）</u> <u>第24条の2 条例別表10備考第9項から第13項までの規定（以下「福祉等減額規定」という。）による差し引いた額の料金の算定は、福祉等減額規定に該当する者の申出により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による申出は、企業長が別に定める様式による申出書により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、福祉等減額規定による差引きの手続に関し必要な事項は、企業長が別に定める。</u></p> <p>（あらかじめ定めた日以外の料金算定） 第25条 略</p>	<p>目次 第1章～第4章 略 第5章 料金及び手数料等（<u>第25条</u>—第33条） 第6章～第8章 略 附則</p> <p>第5章 料金及び手数料等</p> <p>（あらかじめ定めた日以外の料金算定） 第25条 略</p>

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の前になされた料金の軽減に関する申出がある場合において、その申出が改正後の第24条の2第1項の規定による申出に相当するものであるときは、同日において同項の規定による申出があったものとみなす。